東京都公安委員会告示第 2709 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の４第 18 項並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の２第１項及び第２項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 11 月 13 日

東 京 都 公 安 委 員 会

記

1　送達を受けるべき者の住所及び氏名

別添のとおり

2　送達する書類の名称

別添のとおり

3　公示事項

当公安委員会は、道路交通法第 51 条の４第 18 項及び地方税法第 20 条の規定に基づき、前２の書類の送達を受けるべき者に対し、当該書類を送付したが、所在が不明のため、送達することができないので、当該書類は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、送達を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

東京都葛飾区亀有２丁目３２－５－１０１　株式会社至誠内
株式会社　フォイグラティ　　放置違反金納付命令書（第　30-106-260821-205900）

熊本県熊本市中央区南熊本４丁目３－４３　レオパレス幸一１０９
東　祐太朗　　放置違反金納付命令書（第　30-108-260721-203081）

熊本県熊本市中央区南熊本４丁目３－４３　レオパレス幸一１０９
東　祐太朗　　放置違反金納付命令書（第　30-108-260829-201320）

１　この処分に不服がある場合は、道路交通法第５１条の４第１８項及び地方税法第２０条の２第３項の規定により、本掲示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して３月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。

２　この処分については、送達日の翌日から起算して６月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

茨城県水戸市笠原町１７８０－２－１０８ 野口　忠彦	督促状（第　30-103-260607-204270）
東京都中央区湊３丁目５－２ 株式会社　Ｇｉｆｕｋｕｒｕ	督促状（第　30-106-260621-417215）
東京都中央区湊３丁目５－２ 株式会社　Ｇｉｆｕｋｕｒｕ	督促状（第　30-106-260621-417216）
東京都中央区湊３丁目５－２ 株式会社　Ｇｉｆｕｋｕｒｕ	督促状（第　30-106-260621-417217）
東京都渋谷区東３丁目１６－１０ コミュニケーション・ネットワークス・ジャパン　株式会社	督促状（第　30-110-260616-415129）
千葉県千葉市花見川区幕張本郷２丁目６－９－４０１ ＤＩＹＯＲＯＶ　ＲＵＦＡＴ　ＯＹＢＥＫ　ＵＧＬＩ	督促状（第　30-113-260501-401498）
東京都大田区上池台１－１２－５－６０２ 株式会社　ＳＡＬａｂ．	督促状（第　30-218-260907-202359）
東京都新宿区新宿１丁目７－３ オーエスラボ　株式会社	督促状（第　30-332-260615-201115）
新潟県新潟市北区すみれ野３丁目５－１ 波多野　梨恵	督促状（第　30-436-260719-213714）
東京都新宿区西新宿１丁目２０－３　西新宿高木ビル８階 株式会社　東興商事	督促状（第　30-550-260624-206783）
東京都新宿区西新宿１丁目２０－３　西新宿高木ビル８階 株式会社　東興商事	督促状（第　30-550-260703-206879）
千葉県市原市五所１３５６－６－２０２ 大根　慎也	督促状（第　30-667-260527-202057）
千葉県船橋市海神３丁目２４－２－２０３ 馬渕　雄揮	督促状（第　30-774-260505-421805）
東京都新宿区西新宿３丁目７－２１－６０５ 株式会社　春田屋	督促状（第　30-888-260621-427004）

１　この処分に不服がある場合は、道路交通法第５１条の４第１８項及び地方税法第２０条の２第３項の規定により、本掲示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して３月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。

２　この処分については、送達日の翌日から起算して６月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。